村山市監査委員公告　第 18 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年10月16日

村山市監査委員　　古　瀬　忠　昭

村山市監査委員　　寺　崎　智　広

記

1. 監 査 の 対 象　　財政課

2. 監 査 の 期 間　　令和8年10月5日から令和8年10月16日まで

3. 監 査 の 範 囲　　令和7年8月1日から令和8年7月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況

4. 監 査 の 方 法　　村山市監査委員条例第4条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。

5. 監査の着眼点　　財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。

6. 監 査 の 結 果　　別添のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

（別添）監 査 の 結 果

【指摘事項】

■歳入事務について

前年度の監査において指摘した事項について、必要な措置が講じられていない。

行政財産の建物使用料や普通財産土地貸付料等の私債権について、納期限までに納付していない使用者に対し、文書による督促を行うこと。

【注意事項】

■歳入歳出事務について

支出負担行為について、速やかに処理されたい。

・支出負担行為が 1 件当たり 60 日以上遅れているもの（1 件）